

## 大阪市規則第131号

### 大阪市北区役所事務分掌規則等の一部を改正する規則

(大阪市北区役所事務分掌規則の一部改正)

第1条 大阪市北区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第139号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、北区役所以外の区役所(第15号及び第16号に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所、第17号に掲げる事務にあっては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する区役所に限る。)に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>[(1)～(10) 略]</p> <p>[削る]</p>	<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、北区役所以外の区役所(第16号及び第17号に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所、第18号に掲げる事務にあっては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する区役所に限る。)に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>[(1)～(10) 同左]</p> <p>〔11〕住民基本台帳カードの利用登録に関すること。ただし、次に掲げる事務を除く。 ア 大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例第2条第4号に掲げる目的に係る利用登録に関すること。ただし、住民基本台帳カードを利用した印鑑登録証と印鑑登録者識別カードとの間の切替え交付のために行う当該利用登録及び当該利用登録の消除を除く。</p>

	イ 住民基本台帳カードを利用しない印鑑登録証の印鑑登録者識別カードからの切替え交付のために行う大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例第2条第5号に掲げる目的に係る利用登録の消除
<u>(11)～(17)</u> [略]	<u>(12)～(18)</u> [同左]
2 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、市民局総務部に所属する職員に補助執行させることができる。	2 [同左]
(1) 前項第1号から <u>第14号</u> までに掲げる事務に関すること	(1) 前項第1号から <u>第10号</u> まで及び <u>第12号</u> から <u>第15号</u> までに掲げる事務に関すること
[(2)～(4) 略]	[(2)～(4) 同左]
[削る]	3 区長は、その権限に属する事務のうち第1項第11号に掲げる事務を、市税事務所に所属する職員に補助執行させることができる。
<u>3</u> [略]	<u>4</u> [同左]

備考 表中の[ ]の記載は注記である。

(大阪市都島区役所事務分掌規則の一部改正)

第2条 大阪市都島区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第140号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
(補助執行の特例)	(補助執行の特例)
第7条 区長は、その権限に属する事務のう	第7条 区長は、その権限に属する事務のう

ち次に掲げる事務を、都島区役所以外の区役所（第15号及び第16号に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所、第17号に掲げる事務にあっては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する区役所に限る。）に所属する職員に補助執行させることができる。

[(1)～(10) 略]

[削る]

(11)～(17) [略]

2 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、市民局総務部に所属する職員に補助執行させることができる。

(1) 前項第1号から第14号までに掲げる事務に関するこ

[(2)～(4) 略]

ち次に掲げる事務を、都島区役所以外の区役所（第16号及び第17号に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所、第18号に掲げる事務にあっては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する区役所に限る。）に所属する職員に補助執行させることができる。

[(1)～(10) 同左]

(11) 住民基本台帳カードの利用登録に関すること。ただし、次に掲げる事務を除く。

ア 大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例第2条第4号に掲げる目的に係る利用登録に関すること。ただし、住民基本台帳カードを利用した印鑑登録証と印鑑登録者識別カードとの間の切替え交付のために行う当該利用登録及び当該利用登録の消除を除く。

イ 住民基本台帳カードを利用しない印鑑登録証の印鑑登録者識別カードからの切替え交付のために行う大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例第2条第5号に掲げる目的に係る利用登録の消除

(12)～(18) [同左]

2 [同左]

(1) 前項第1号から第10号まで及び第12号から第15号までに掲げる事務に関するこ

と

[(2)～(4) 同左]

[削る]	<u>3</u> 区長は、その権限に属する事務のうち第1項第11号に掲げる事務を、市税事務所に所属する職員に補助執行させることができる。
<u>3</u> [略]	<u>4</u> [同左]

備考 表中の[ ]の記載は注記である。

(大阪市福島区役所事務分掌規則の一部改正)

第3条 大阪市福島区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第141号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、福島区役所以外の区役所(<u>第15号及び第16号</u>に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所、<u>第17号</u>に掲げる事務にあっては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する区役所に限る。)に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>[(1)～(10) 略]</p> <p>[削る]</p>	<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、福島区役所以外の区役所(<u>第16号及び第17号</u>に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所、<u>第18号</u>に掲げる事務にあっては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する区役所に限る。)に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>[(1)～(10) 同左]</p> <p><u>11</u> 住民基本台帳カードの利用登録に関すること。ただし、次に掲げる事務を除く。</p> <p>ア 大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例第2条第4号に掲げる目的に係る利用登録に関すること。ただし、住民基本台帳カードを利用した印鑑登</p>

	<p>録証と印鑑登録者識別カードとの間の切替え交付のために行う当該利用登録及び当該利用登録の消除を除く。</p> <p>イ 住民基本台帳カードを利用しない印鑑登録証の印鑑登録者識別カードからの切替え交付のために行う大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例第2条第5号に掲げる目的に係る利用登録の消除</p>
<u>(11)～(17)</u> [略]	<u>(12)～(18)</u> [同左]
2 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、市民局総務部に所属する職員に補助執行させることができる。	2 [同左]
(1) 前項第1号から <u>第14号</u> までに掲げる事務に関すること	(1) 前項第1号から <u>第10号</u> まで及び <u>第12号</u> から <u>第15号</u> までに掲げる事務に関すること
[(2)～(4)] 略]	[(2)～(4)] 同左]
[削る]	3 区長は、その権限に属する事務のうち第1項第11号に掲げる事務を、市税事務所に所属する職員に補助執行させることができる。
<u>3</u> [略]	<u>4</u> [同左]

備考 表中の[ ]の記載は注記である。

(大阪市此花区役所事務分掌規則の一部改正)

第4条 大阪市此花区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第142号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、此花区役所以外の区役所（<u>第15号及び第16号</u>に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所、<u>第17号</u>に掲げる事務にあっては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する区役所に限る。）に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>[(1)～(10) 略]</p> <p>〔削る〕</p>	<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、此花区役所以外の区役所（<u>第16号及び第17号</u>に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所、<u>第18号</u>に掲げる事務にあっては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する区役所に限る。）に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>[(1)～(10) 同左]</p> <p><u>〔11〕</u> 住民基本台帳カードの利用登録に関すること。ただし、次に掲げる事務を除く。</p> <p>ア 大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例第2条第4号に掲げる目的に係る利用登録に関すること。ただし、住民基本台帳カードを利用した印鑑登録証と印鑑登録者識別カードとの間の切替え交付のために行う当該利用登録及び当該利用登録の消除を除く。</p> <p>イ 住民基本台帳カードを利用しない印鑑登録証の印鑑登録者識別カードからの切替え交付のために行う大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例第2条第5号に掲げる目的に係る利用登録の消除</p> <p><u>〔12〕～〔18〕</u> [同左]</p> <p>2 [同左]</p>
<p><u>〔11〕～〔17〕</u> [略]</p> <p>2 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、市民局総務部に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>(1) 前項第1号から<u>第14号</u>までに掲げる事</p>	<p>(1) 前項第1号から<u>第10号</u>まで及び<u>第12号</u></p>

務に關すること	<u>から第15号までに掲げる事務に關すること</u>
[(2)～(4) 略]	[ <u>(2)～(4)</u> 同左]
[削る]	<u>3</u> 区長は、その権限に属する事務のうち第1項第11号に掲げる事務を、市税事務所に所属する職員に補助執行させることができる。
<u>3</u> [略]	<u>4</u> [同左]

備考 表中の[ ]の記載は注記である。

(大阪市中央区役所事務分掌規則の一部改正)

第5条 大阪市中央区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第143号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、中央区役所以外の区役所(<u>第15号及び第16号</u>に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所、<u>第17号</u>に掲げる事務にあっては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する区役所に限る。)に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>[(1)～(10) 略]</p> <p>[削る]</p>	<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、中央区役所以外の区役所(<u>第16号及び第17号</u>に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所、<u>第18号</u>に掲げる事務にあっては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する区役所に限る。)に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>[(1)～(10) 同左]</p> <p><u>11</u> 住民基本台帳カードの利用登録に關すること。ただし、次に掲げる事務を除く。 ア 大阪市住民基本台帳カードの利用に</p>

	<p>関する条例第2条第4号に掲げる目的に係る利用登録に関すること。ただし、住民基本台帳カードを利用した印鑑登録証と印鑑登録者識別カードとの間の切替え交付のために行う当該利用登録及び当該利用登録の消除を除く。</p> <p>イ 住民基本台帳カードを利用しない印鑑登録証の印鑑登録者識別カードからの切替え交付のために行う大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例第2条第5号に掲げる目的に係る利用登録の消除</p>
<u>(11)～(17)</u> [略]	<u>(12)～(18)</u> [同左]
2 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、市民局総務部に所属する職員に補助執行させることができる。	2 [同左]
(1) 前項第1号から <u>第14号</u> までに掲げる事務に関すること	(1) 前項第1号から <u>第10号</u> まで及び <u>第12号</u> から <u>第15号</u> までに掲げる事務に関すること
[(2)～(4) 略]	[(2)～(4) 同左]
[削る]	3 区長は、その権限に属する事務のうち第1項第11号に掲げる事務を、市税事務所に所属する職員に補助執行させることができる。
<u>3</u> [略]	<u>4</u> [同左]

備考 表中の[ ]の記載は注記である。

(大阪市西区役所事務分掌規則の一部改正)

第6条 大阪市西区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第144号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに

対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
(補助執行の特例)  第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、西区役所以外の区役所（ <u>第15号</u> 及び <u>第16号</u> に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所、 <u>第17号</u> に掲げる事務にあっては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する区役所に限る。）に所属する職員に補助執行させることができる。  [(1)～(10) 略]  [削る]	(補助執行の特例)  第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、西区役所以外の区役所（ <u>第16号</u> 及び <u>第17号</u> に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所、 <u>第18号</u> に掲げる事務にあっては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する区役所に限る。）に所属する職員に補助執行させることができる。  [(1)～(10) 同左]  <u>11</u> 住民基本台帳カードの利用登録に関すること。ただし、次に掲げる事務を除く。 ア 大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例第2条第4号に掲げる目的に係る利用登録に関すること。ただし、住民基本台帳カードを利用した印鑑登録証と印鑑登録者識別カードとの間の切替え交付のために行う当該利用登録及び当該利用登録の消除を除く。 イ 住民基本台帳カードを利用しない印鑑登録証の印鑑登録者識別カードからの切替え交付のために行う大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例第2条第5号に掲げる目的に係る利用登録の消除  <u>12</u> ～ <u>18</u> [同左]
2 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、市民局総務部に所属する職員に補助執行させることができる。	2 [同左]

(1) 前項第1号から <u>第14号</u> までに掲げる事務に関すること	(1) 前項第1号から <u>第10号</u> まで及び <u>第12号</u> から <u>第15号</u> までに掲げる事務に関すること
[(2)～(4) 略] [削る]	[(2)～(4) 同左]
<u>3</u> [略]	<u>3</u> 区長は、その権限に属する事務のうち第1項第11号に掲げる事務を、市税事務所に所属する職員に補助執行させることができる。 <u>4</u> [同左]
備考 表中の[ ]の記載は注記である。	

(大阪市港区役所事務分掌規則の一部改正)

第7条 大阪市港区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第145号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、港区役所以外の区役所(<u>第15号</u>及び<u>第16号</u>に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所、<u>第17号</u>に掲げる事務にあっては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する区役所に限る。)に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>[(1)～(10) 略] [削る]</p>	<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、港区役所以外の区役所(<u>第16号</u>及び<u>第17号</u>に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所、<u>第18号</u>に掲げる事務にあっては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する区役所に限る。)に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>[(1)～(10) 同左]</p> <p><u>11</u> 住民基本台帳カードの利用登録に関すること。ただし、次に掲げる事務を除く。 ア 大阪市住民基本台帳カードの利用に</p>

	<p>関する条例第2条第4号に掲げる目的に係る利用登録に関すること。ただし、住民基本台帳カードを利用した印鑑登録証と印鑑登録者識別カードとの間の切替え交付のために行う当該利用登録及び当該利用登録の消除を除く。</p> <p>イ 住民基本台帳カードを利用しない印鑑登録証の印鑑登録者識別カードからの切替え交付のために行う大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例第2条第5号に掲げる目的に係る利用登録の消除</p>
<u>(11)～(17)</u> [略]	<u>(12)～(18)</u> [同左]
2 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、市民局総務部に所属する職員に補助執行させることができる。	2 [同左]
(1) 前項第1号から <u>第14号</u> までに掲げる事務に関すること	(1) 前項第1号から <u>第10号</u> まで及び <u>第12号</u> から <u>第15号</u> までに掲げる事務に関すること
[(2)～(4) 略]	[(2)～(4) 同左]
[削る]	3 区長は、その権限に属する事務のうち第1項第11号に掲げる事務を、市税事務所に所属する職員に補助執行させることができる。
<u>3</u> [略]	4 [同左]

備考 表中の[ ]の記載は注記である。

(大阪市大正区役所事務分掌規則の一部改正)

第8条 大阪市大正区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第146号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)の改正前欄に掲げる対象

規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
(補助執行の特例) <p>第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、大正区役所以外の区役所（<u>第15号</u>及び<u>第16号</u>に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所、<u>第17号</u>に掲げる事務にあっては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する区役所に限る。）に所属する職員に補助執行させることができる。 [(1)～(10) 略] [削る]</p>	(補助執行の特例) <p>第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、大正区役所以外の区役所（<u>第16号</u>及び<u>第17号</u>に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所、<u>第18号</u>に掲げる事務にあっては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する区役所に限る。）に所属する職員に補助執行させることができる。 [(1)～(10) 同左] <u>11</u> 住民基本台帳カードの利用登録に関すること。ただし、次に掲げる事務を除く。 ア 大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例第2条第4号に掲げる目的に係る利用登録に関すること。ただし、住民基本台帳カードを利用した印鑑登録証と印鑑登録者識別カードとの間の切替え交付のために行う当該利用登録及び当該利用登録の消除を除く。 イ 住民基本台帳カードを利用しない印鑑登録証の印鑑登録者識別カードからの切替え交付のために行う大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例第2条第5号に掲げる目的に係る利用登録の消除 <u>11</u>～<u>17</u> [略] 2 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、市民局総務部に所属する</p>

<p>職員に補助執行させることができる。</p> <p>(1) 前項第1号から<u>第14号</u>までに掲げる事務に関すること</p> <p>[(2)～(4) 略]</p> <p>[削る]</p> <p><u>3</u> [略]</p>	<p>(1) 前項第1号から<u>第10号</u>まで及び<u>第12号</u>から<u>第15号</u>までに掲げる事務に関すること</p> <p>[(2)～(4) 同左]</p> <p><u>3</u> 区長は、その権限に属する事務のうち第1項第11号に掲げる事務を、市税事務所に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p><u>4</u> [同左]</p>
---	--

備考 表中の[ ]の記載は注記である。

(大阪市天王寺区役所事務分掌規則の一部改正)

第9条 大阪市天王寺区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第147号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、天王寺区役所以外の区役所(<u>第15号</u>及び<u>第16号</u>に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所、<u>第17号</u>に掲げる事務にあっては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する区役所に限る。)に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>[(1)～(10) 略]</p> <p>[削る]</p>	<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、天王寺区役所以外の区役所(<u>第16号</u>及び<u>第17号</u>に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所、<u>第18号</u>に掲げる事務にあっては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する区役所に限る。)に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>[(1)～(10) 同左]</p> <p><u>11</u> 住民基本台帳カードの利用登録に関する</p>

	<p>こと。ただし、次に掲げる事務を除く。</p> <p>ア 大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例第2条第4号に掲げる目的に係る利用登録に関する事務。</p> <p>イ 住民基本台帳カードを利用しない印鑑登録証の印鑑登録者識別カードからの切替え交付のために行う大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例第2条第5号に掲げる目的に係る利用登録の消除。</p>
<u>(1)～(17)</u> [略]	
2 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、市民局総務部に所属する職員に補助執行させることができる。	
(1) 前項第1号から <u>第14号</u> までに掲げる事務に関すること	
[(2)～(4) 略]	
[削る]	
3 [略]	
	<p>(1) 前項第1号から<u>第10号</u>まで及び<u>第12号</u>から<u>第15号</u>までに掲げる事務に関すること</p> <p>[(2)～(4) 同左]</p> <p>3 区長は、その権限に属する事務のうち第1項第11号に掲げる事務を、市税事務所に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>4 [同左]</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

## (大阪市浪速区役所事務分掌規則の一部改正)

第10条 大阪市浪速区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第148号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲

げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
(補助執行の特例) <p>第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、浪速区役所以外の区役所（<u>第15号</u>及び<u>第16号</u>に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所、<u>第17号</u>に掲げる事務にあっては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する区役所に限る。）に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>[(1)～(10) 略]</p> <p>[削る]</p>	(補助執行の特例) <p>第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、浪速区役所以外の区役所（<u>第16号</u>及び<u>第17号</u>に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所、<u>第18号</u>に掲げる事務にあっては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する区役所に限る。）に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>[(1)～(10) 同左]</p> <p><u>(11)</u> 住民基本台帳カードの利用登録に関すること。ただし、次に掲げる事務を除く。 ア 大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例第2条第4号に掲げる目的に係る利用登録に関すること。ただし、住民基本台帳カードを利用した印鑑登録証と印鑑登録者識別カードとの間の切替え交付のために行う当該利用登録及び当該利用登録の消除を除く。 イ 住民基本台帳カードを利用しない印鑑登録証の印鑑登録者識別カードからの切替え交付のために行う大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例第2条第5号に掲げる目的に係る利用登録の消除</p>
<u>(11)～(17)</u> [略]	<u>(12)～(18)</u> [同左]

<p>2 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、市民局総務部に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>(1) 前項第1号から<u>第14号</u>までに掲げる事務に関すること</p> <p>[(2)～(4) 略]</p> <p>[削る]</p> <p><u>3</u> [略]</p>	<p>2 [同左]</p> <p>(1) 前項第1号から<u>第10号</u>まで及び<u>第12号</u>から<u>第15号</u>までに掲げる事務に関すること</p> <p>[(2)～(4) 同左]</p> <p><u>3</u> 区長は、その権限に属する事務のうち第1項第11号に掲げる事務を、市税事務所に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p><u>4</u> [同左]</p>
--	--

備考 表中の[ ]の記載は注記である。

(大阪市西淀川区役所事務分掌規則の一部改正)

第11条 大阪市西淀川区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第149号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、西淀川区役所以外の区役所（<u>第15号</u>及び<u>第16号</u>に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所、<u>第17号</u>に掲げる事務にあっては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する区役所に限る。）に所属する職員に補助執行させることができる。</p>	<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、西淀川区役所以外の区役所（<u>第16号</u>及び<u>第17号</u>に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所、<u>第18号</u>に掲げる事務にあっては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する区役所に限る。）に所属する職員に補助執行させることができる。</p>

<p>[(1)～(10) 略]</p> <p>[削る]</p> <p><u>(11)～(17)</u> [略]</p> <p>2 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、市民局総務部に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>(1) 前項第1号から<u>第14号</u>までに掲げる事務に関すること</p> <p>[(2)～(4) 略]</p> <p>[削る]</p> <p><u>3</u> [略]</p>	<p>[(1)～(10) 同左]</p> <p><u>(11)</u> 住民基本台帳カードの利用登録に関すること。ただし、次に掲げる事務を除く。</p> <p>ア 大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例第2条第4号に掲げる目的に係る利用登録に関すること。ただし、住民基本台帳カードを利用した印鑑登録証と印鑑登録者識別カードとの間の切替え交付のために行う当該利用登録及び当該利用登録の消除を除く。</p> <p>イ 住民基本台帳カードを利用しない印鑑登録証の印鑑登録者識別カードからの切替え交付のために行う大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例第2条第5号に掲げる目的に係る利用登録の消除</p> <p><u>(12)～(18)</u> [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>(1) 前項第1号から<u>第10号</u>まで及び<u>第12号</u>から<u>第15号</u>までに掲げる事務に関すること</p> <p>[(2)～(4) 同左]</p> <p><u>3</u> 区長は、その権限に属する事務のうち第1項第11号に掲げる事務を、市税事務所に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p><u>4</u> [同左]</p>
--	---

備考 表中の[ ]の記載は注記である。

(大阪市淀川区役所事務分掌規則の一部改正)

第12条 大阪市淀川区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第150号)の一部を次のように改正す

る。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
(補助執行の特例) <p>第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、淀川区役所以外の区役所（<u>第15号</u>及び<u>第16号</u>に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所、<u>第17号</u>に掲げる事務にあっては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する区役所に限る。）に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>[(1)～(10) 略]</p> <p>[削る]</p>	(補助執行の特例) <p>第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、淀川区役所以外の区役所（<u>第16号</u>及び<u>第17号</u>に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所、<u>第18号</u>に掲げる事務にあっては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する区役所に限る。）に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>[(1)～(10) 同左]</p> <p><u>(11)</u> 住民基本台帳カードの利用登録に関すること。ただし、次に掲げる事務を除く。 ア 大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例第2条第4号に掲げる目的に係る利用登録に関すること。ただし、住民基本台帳カードを利用した印鑑登録証と印鑑登録者識別カードとの間の切替え交付のために行う当該利用登録及び当該利用登録の消除を除く。 イ 住民基本台帳カードを利用しない印鑑登録証の印鑑登録者識別カードからの切替え交付のために行う大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例第2条第5号に掲げる目的に係る利用登</p>

	録の消除
<u>(11)～(17)</u> [略]	<u>(12)～(18)</u> [同左]
2 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、市民局総務部に所属する職員に補助執行させることができる。	2 [同左]
(1) 前項第1号から <u>第14号</u> までに掲げる事務に関すること	(1) 前項第1号から <u>第10号</u> まで及び <u>第12号</u> から <u>第15号</u> までに掲げる事務に関すること
[(2)～(4) 略]	[(2)～(4) 同左]
[削る]	3 区長は、その権限に属する事務のうち第1項第11号に掲げる事務を、市税事務所に所属する職員に補助執行させることができる。
<u>3</u> [略]	4 [同左]

備考 表中の[ ]の記載は注記である。

(大阪市東淀川区役所事務分掌規則の一部改正)

第13条 大阪市東淀川区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第151号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに對応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
(補助執行の特例) 第8条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、東淀川区役所以外の区役所(第15号及び第16号に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所、第17号に掲げる事務にあっては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する区役	(補助執行の特例) 第8条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、東淀川区役所以外の区役所(第16号及び第17号に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所、第18号に掲げる事務にあっては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する区役

所に限る。)に所属する職員に補助執行させ  
ることができる。

[(1)～(10) 略]

[削る]

所に限る。)に所属する職員に補助執行させ  
ことができる。

[(1)～(10) 同左]

11 住民基本台帳カードの利用登録に關す  
ること。ただし、次に掲げる事務を除く。

ア 大阪市住民基本台帳カードの利用に  
關する条例第2条第4号に掲げる目的  
に係る利用登録に關すること。ただし、  
住民基本台帳カードを利用した印鑑登  
録証と印鑑登録者識別カードとの間の  
切替え交付のために行う当該利用登録  
及び当該利用登録の消除を除く。

イ 住民基本台帳カードを利用しない印  
鑑登録証の印鑑登録者識別カードから  
の切替え交付のために行う大阪市住民  
基本台帳カードの利用に關する条例第  
2条第5号に掲げる目的に係る利用登  
録の消除

11～17 [略]

2 区長は、その権限に属する事務のうち次  
に掲げる事務を、市民局総務部に所属する  
職員に補助執行させることができる。

(1) 前項第1号から第14号までに掲げる事  
務に關すこと

[(2)～(4) 略]

[削る]

3 [略]

12～18 [同左]

2 [同左]

(1) 前項第1号から第10号まで及び第12号  
から第15号までに掲げる事務に關するこ  
と

[(2)～(4) 同左]

3 区長は、その権限に属する事務のうち第  
1項第11号に掲げる事務を、市税事務所に  
所属する職員に補助執行させることができ  
る。

4 [同左]

備考 表中の[ ]の記載は注記である。

(大阪市東成区役所事務分掌規則の一部改正)

第14条 大阪市東成区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第152号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、東成区役所以外の区役所(第15号及び第16号に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所、第17号に掲げる事務にあっては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する区役所に限る。)に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>[(1)～(10) 略]</p> <p>[削る]</p>	<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、東成区役所以外の区役所(第16号及び第17号に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所、第18号に掲げる事務にあっては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する区役所に限る。)に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>[(1)～(10) 同左]</p> <p><u>⑪</u> 住民基本台帳カードの利用登録に関すること。ただし、次に掲げる事務を除く。 ア 大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例第2条第4号に掲げる目的に係る利用登録に関すること。ただし、住民基本台帳カードを利用した印鑑登録証と印鑑登録者識別カードとの間の切替え交付のために行う当該利用登録及び当該利用登録の消除を除く。 イ 住民基本台帳カードを利用しない印鑑登録証の印鑑登録者識別カードから</p>

		の切替え交付のために行う大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例第2条第5号に掲げる目的に係る利用登録の消除
<u>〔1〕～〔7〕</u> [略]		<u>〔12〕～〔18〕</u> [同左]
2 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、市民局総務部に所属する職員に補助執行させることができる。	2 [同左]	
(1) 前項第1号から <u>第14号</u> までに掲げる事務に関すること		(1) 前項第1号から <u>第10号</u> まで及び <u>第12号</u> から <u>第15号</u> までに掲げる事務に関すること
[(2)～(4)] 略		[(2)～(4)] 同左]
[削る]		3 区長は、その権限に属する事務のうち第1項第11号に掲げる事務を、市税事務所に所属する職員に補助執行させることができる。
<u>〔3〕</u> [略]	4 [同左]	

備考 表中の[ ]の記載は注記である。

(大阪市生野区役所事務分掌規則の一部改正)

第15条 大阪市生野区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第153号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
(補助執行の特例)	(補助執行の特例)
第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、生野区役所以外の区役所 ( <u>第15号</u> 及び <u>第16号</u> に掲げる事務にあ	第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、生野区役所以外の区役所 ( <u>第16号</u> 及び <u>第17号</u> に掲げる事務にあ

っては、転出先の住所地を所管する区役所、第17号に掲げる事務にあっては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する区役所に限る。)に所属する職員に補助執行させることができる。

[(1)～(10) 略]

[削る]

(11)～(17) [略]

2 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、市民局総務部に所属する職員に補助執行させることができる。

(1) 前項第1号から第14号までに掲げる事務に関するこ

[(2)～(4) 略]

[削る]

っては、転出先の住所地を所管する区役所、第18号に掲げる事務にあっては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する区役所に限る。)に所属する職員に補助執行させることができる。

[(1)～(10) 同左]

(11) 住民基本台帳カードの利用登録に関するこ。ただし、次に掲げる事務を除く。

ア 大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例第2条第4号に掲げる目的に係る利用登録に関するこ。ただし、住民基本台帳カードを利用した印鑑登録証と印鑑登録者識別カードとの間の切替え交付のために行う当該利用登録及び当該利用登録の消除を除く。

イ 住民基本台帳カードを利用しない印鑑登録証の印鑑登録者識別カードからの切替え交付のために行う大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例第2条第5号に掲げる目的に係る利用登録の消除

(12)～(18) [同左]

2 [同左]

(1) 前項第1号から第10号まで及び第12号から第15号までに掲げる事務に関するこ

[(2)～(4) 同左]

3 区長は、その権限に属する事務のうち第1項第11号に掲げる事務を、市税事務所に

<u><u>3</u></u> [略]	所属する職員に補助執行させることができる。
備考 表中の[ ]の記載は注記である。	<u><u>4</u></u> [同左]

(大阪市旭区役所事務分掌規則の一部改正)

第16条 大阪市旭区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第154号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、旭区役所以外の区役所（<u>第15号</u>及び<u>第16号</u>に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所、<u>第17号</u>に掲げる事務にあっては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する区役所に限る。）に所属する職員に補助執行させることができるとする。</p> <p>[(1)～(10) 略]</p> <p>[削る]</p>	<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、旭区役所以外の区役所（<u>第16号</u>及び<u>第17号</u>に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所、<u>第18号</u>に掲げる事務にあっては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する区役所に限る。）に所属する職員に補助執行させることができるとする。</p> <p>[(1)～(10) 同左]</p> <p><u>⑪</u> 住民基本台帳カードの利用登録に関する事務を除く。</p> <p>ア 大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例第2条第4号に掲げる目的に係る利用登録に関する事務を除く。</p> <p>イ 住民基本台帳カードを利用した印鑑登録証と印鑑登録者識別カードとの間の切替え交付のために行う当該利用登録及び当該利用登録の消除を除く。</p>

	イ 住民基本台帳カードを利用しない印鑑登録証の印鑑登録者識別カードからの切替え交付のために行う大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例第2条第5号に掲げる目的に係る利用登録の消除
<u>(11)～(17)</u> [略]	<u>(12)～(18)</u> [同左]
2 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、市民局総務部に所属する職員に補助執行させることができる。	2 [同左]
(1) 前項第1号から <u>第14号</u> までに掲げる事務に関すること	(1) 前項第1号から <u>第10号</u> まで及び <u>第12号</u> から <u>第15号</u> までに掲げる事務に関すること
[(2)～(4) 略]	[(2)～(4) 同左]
[削る]	3 区長は、その権限に属する事務のうち第1項第11号に掲げる事務を、市税事務所に所属する職員に補助執行させることができる。
<u>3</u> [略]	<u>4</u> [同左]

備考 表中の[ ]の記載は注記である。

(大阪市城東区役所事務分掌規則の一部改正)

第17条 大阪市城東区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第155号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
(補助執行の特例)	(補助執行の特例)
第7条 区長は、その権限に属する事務のう	第7条 区長は、その権限に属する事務のう

ち次に掲げる事務を、城東区役所以外の区役所（第15号及び第16号に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所、第17号に掲げる事務にあっては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する区役所に限る。）に所属する職員に補助執行させることができる。

[(1)～(10) 略]

[削る]

(11)～(17) [略]

2 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、市民局総務部に所属する職員に補助執行させることができる。

(1) 前項第1号から第14号までに掲げる事務に関するこ

[(2)～(4) 略]

ち次に掲げる事務を、城東区役所以外の区役所（第16号及び第17号に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所、第18号に掲げる事務にあっては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する区役所に限る。）に所属する職員に補助執行させることができる。

[(1)～(10) 同左]

(11) 住民基本台帳カードの利用登録に関すること。ただし、次に掲げる事務を除く。

ア 大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例第2条第4号に掲げる目的に係る利用登録に関すること。ただし、住民基本台帳カードを利用した印鑑登録証と印鑑登録者識別カードとの間の切替え交付のために行う当該利用登録及び当該利用登録の消除を除く。

イ 住民基本台帳カードを利用しない印鑑登録証の印鑑登録者識別カードからの切替え交付のために行う大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例第2条第5号に掲げる目的に係る利用登録の消除

(12)～(18) [同左]

2 [同左]

(1) 前項第1号から第10号まで及び第12号から第15号までに掲げる事務に関するこ

と

[(2)～(4) 同左]

[削る]	<u>3</u> 区長は、その権限に属する事務のうち第1項第11号に掲げる事務を、市税事務所に所属する職員に補助執行させることができる。
<u>3</u> [略]	<u>4</u> [同左]

備考 表中の[ ]の記載は注記である。

(大阪市鶴見区役所事務分掌規則の一部改正)

第18条 大阪市鶴見区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第156号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、鶴見区役所以外の区役所(<u>第15号及び第16号</u>に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所、<u>第17号</u>に掲げる事務にあっては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する区役所に限る。)に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>[(1)～(10) 略]</p> <p>[削る]</p>	<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、鶴見区役所以外の区役所(<u>第16号及び第17号</u>に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所、<u>第18号</u>に掲げる事務にあっては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する区役所に限る。)に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>[(1)～(10) 同左]</p> <p><u>11</u> 住民基本台帳カードの利用登録に関すること。ただし、次に掲げる事務を除く。        ア 大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例第2条第4号に掲げる目的に係る利用登録に関すること。ただし、住民基本台帳カードを利用した印鑑登</p>

	<p>録証と印鑑登録者識別カードとの間の切替え交付のために行う当該利用登録及び当該利用登録の消除を除く。</p> <p>イ 住民基本台帳カードを利用しない印鑑登録証の印鑑登録者識別カードからの切替え交付のために行う大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例第2条第5号に掲げる目的に係る利用登録の消除</p>
<u>(11)～(17)</u> [略]	<u>(12)～(18)</u> [同左]
2 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、市民局総務部に所属する職員に補助執行させることができる。	2 [同左]
(1) 前項第1号から <u>第14号</u> までに掲げる事務に関すること	(1) 前項第1号から <u>第10号</u> まで及び <u>第12号</u> から <u>第15号</u> までに掲げる事務に関すること
[(2)～(4)] 略]	[(2)～(4)] 同左]
[削る]	3 区長は、その権限に属する事務のうち第1項第11号に掲げる事務を、市税事務所に所属する職員に補助執行させることができる。
<u>3</u> [略]	<u>4</u> [同左]

備考 表中の[ ]の記載は注記である。

(大阪市阿倍野区役所事務分掌規則の一部改正)

第19条 大阪市阿倍野区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第157号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、阿倍野区役所以外の区役所（<u>第15号及び第16号</u>に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所、<u>第17号</u>に掲げる事務にあっては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する区役所に限る。）に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>[(1)～(10) 略]</p> <p>〔削る〕</p> <p><u>(11)～(17)</u> [略]</p> <p>2 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、市民局総務部に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>(1) 前項第1号から<u>第14号</u>までに掲げる事</p>	<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、阿倍野区役所以外の区役所（<u>第16号及び第17号</u>に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所、<u>第18号</u>に掲げる事務にあっては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する区役所に限る。）に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>[(1)～(10) 同左]</p> <p><u>(11)</u> 住民基本台帳カードの利用登録に関すること。ただし、次に掲げる事務を除く。</p> <p>ア 大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例第2条第4号に掲げる目的に係る利用登録に関すること。ただし、住民基本台帳カードを利用した印鑑登録証と印鑑登録者識別カードとの間の切替え交付のために行う当該利用登録及び当該利用登録の消除を除く。</p> <p>イ 住民基本台帳カードを利用しない印鑑登録証の印鑑登録者識別カードからの切替え交付のために行う大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例第2条第5号に掲げる目的に係る利用登録の消除</p> <p><u>(12)～(18)</u> [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>(1) 前項第1号から<u>第10号</u>まで及び<u>第12号</u></p>

務に關すること	<u>から第15号までに掲げる事務に關すること</u>
[(2)～(4) 略]	[ <u>(2)～(4)</u> 同左]
[削る]	<u>3</u> 区長は、その権限に属する事務のうち第1項第11号に掲げる事務を、市税事務所に所属する職員に補助執行させることができる。
<u>3</u> [略]	<u>4</u> [同左]

備考 表中の[ ]の記載は注記である。

(大阪市住之江区役所事務分掌規則の一部改正)

第20条 大阪市住之江区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第158号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、住之江区役所以外の区役所(<u>第15号及び第16号</u>に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所、<u>第17号</u>に掲げる事務にあっては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する区役所に限る。)に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>[(1)～(10) 略]</p> <p>[削る]</p>	<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、住之江区役所以外の区役所(<u>第16号及び第17号</u>に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所、<u>第18号</u>に掲げる事務にあっては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する区役所に限る。)に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>[(1)～(10) 同左]</p> <p><u>11</u> 住民基本台帳カードの利用登録に關すること。ただし、次に掲げる事務を除く。 ア 大阪市住民基本台帳カードの利用に</p>

	<p>関する条例第2条第4号に掲げる目的に係る利用登録に関すること。ただし、住民基本台帳カードを利用した印鑑登録証と印鑑登録者識別カードとの間の切替え交付のために行う当該利用登録及び当該利用登録の消除を除く。</p> <p>イ 住民基本台帳カードを利用しない印鑑登録証の印鑑登録者識別カードからの切替え交付のために行う大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例第2条第5号に掲げる目的に係る利用登録の消除</p>
<u>(11)～(17)</u> [略]	<u>(12)～(18)</u> [同左]
2 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、市民局総務部に所属する職員に補助執行させることができる。	2 [同左]
(1) 前項第1号から <u>第14号</u> までに掲げる事務に関すること	(1) 前項第1号から <u>第10号</u> まで及び <u>第12号</u> から <u>第15号</u> までに掲げる事務に関すること
[(2)～(4) 略]	[(2)～(4) 同左]
[削る]	3 区長は、その権限に属する事務のうち第1項第11号に掲げる事務を、市税事務所に所属する職員に補助執行させることができる。
<u>3</u> [略]	4 [同左]

備考 表中の[ ]の記載は注記である。

(大阪市住吉区役所事務分掌規則の一部改正)

第21条 大阪市住吉区役所事務分掌規則(平成24年大阪市規則第159号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)の改正前欄に掲げる対象

規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
(補助執行の特例) <p>第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、住吉区役所以外の区役所（<u>第15号</u>及び<u>第16号</u>に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所、<u>第17号</u>に掲げる事務にあっては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する区役所に限る。）に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>[(1)～(10) 略]</p> <p>[削る]</p>	(補助執行の特例) <p>第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、住吉区役所以外の区役所（<u>第16号</u>及び<u>第17号</u>に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所、<u>第18号</u>に掲げる事務にあっては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する区役所に限る。）に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>[(1)～(10) 同左]</p> <p><u>11</u> 住民基本台帳カードの利用登録に関すること。ただし、次に掲げる事務を除く。 ア 大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例第2条第4号に掲げる目的に係る利用登録に関すること。ただし、住民基本台帳カードを利用した印鑑登録証と印鑑登録者識別カードとの間の切替え交付のために行う当該利用登録及び当該利用登録の消除を除く。 イ 住民基本台帳カードを利用しない印鑑登録証の印鑑登録者識別カードからの切替え交付のために行う大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例第2条第5号に掲げる目的に係る利用登録の消除</p> <p><u>11</u>～<u>17</u> [略]</p> <p>2 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、市民局総務部に所属する</p>
	<u>12</u> ～ <u>18</u> [同左]
	2 [同左]

<p>職員に補助執行させることができる。</p> <p>(1) 前項第1号から<u>第14号</u>までに掲げる事務に関すること</p> <p>[(2)～(4) 略]</p> <p>[削る]</p> <p><u>3</u> [略]</p>	<p>(1) 前項第1号から<u>第10号</u>まで及び<u>第12号</u>から<u>第15号</u>までに掲げる事務に関すること</p> <p>[(2)～(4) 同左]</p> <p><u>3</u> 区長は、その権限に属する事務のうち第1項第11号に掲げる事務を、市税事務所に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p><u>4</u> [同左]</p>
---	--

備考 表中の[ ]の記載は注記である。

(大阪市東住吉区役所事務分掌規則の一部改正)

第22条 大阪市東住吉区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第160号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p>(補助執行の特例)</p> <p>第8条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、東住吉区役所以外の区役所（<u>第15号</u>及び<u>第16号</u>に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所、<u>第17号</u>に掲げる事務にあっては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する区役所に限る。）に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>[(1)～(10) 略]</p> <p>[削る]</p>	<p>(補助執行の特例)</p> <p>第8条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、東住吉区役所以外の区役所（<u>第16号</u>及び<u>第17号</u>に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所、<u>第18号</u>に掲げる事務にあっては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する区役所に限る。）に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>[(1)～(10) 同左]</p> <p><u>11</u> 住民基本台帳カードの利用登録に関する</p>

		<p>ること。ただし、次に掲げる事務を除く。</p> <p>ア 大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例第2条第4号に掲げる目的に係る利用登録に関する事務を除く。</p> <p>イ 住民基本台帳カードを利用しない印鑑登録証の印鑑登録者識別カードからの切替え交付のために行う大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例第2条第5号に掲げる目的に係る利用登録の消除</p>
<u>(11)～(17)</u> [略]		<u>(12)～(18)</u> [同左]
2 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、市民局総務部に所属する職員に補助執行させることができる。	2 [同左]	
(1) 前項第1号から <u>第14号</u> までに掲げる事務に関する事務		(1) 前項第1号から <u>第10号</u> まで及び <u>第12号</u> から <u>第15号</u> までに掲げる事務に関する事務
[(2)～(4) 略]		[(2)～(4) 同左]
[削る]		3 区長は、その権限に属する事務のうち第1項第11号に掲げる事務を、市税事務所に所属する職員に補助執行させることができる。
<u>3</u> [略]	4 [同左]	

備考 表中の[ ]の記載は注記である。

(大阪市平野区役所事務分掌規則の一部改正)

第23条 大阪市平野区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第161号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲

げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
(補助執行の特例) <p>第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、平野区役所以外の区役所（<u>第15号</u>及び<u>第16号</u>に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所、<u>第17号</u>に掲げる事務にあっては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する区役所に限る。）に所属する職員に補助執行させることができる。 [(1)～(10) 略] [削る]</p> <p><u>(11)～(17)</u> [略]</p>	(補助執行の特例) <p>第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、平野区役所以外の区役所（<u>第16号</u>及び<u>第17号</u>に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所、<u>第18号</u>に掲げる事務にあっては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する区役所に限る。）に所属する職員に補助執行させることができる。 [(1)～(10) 同左] <u>(11)</u> 住民基本台帳カードの利用登録に関すること。ただし、次に掲げる事務を除く。 ア 大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例第2条第4号に掲げる目的に係る利用登録に関すること。ただし、住民基本台帳カードを利用した印鑑登録証と印鑑登録者識別カードとの間の切替え交付のために行う当該利用登録及び当該利用登録の消除を除く。 イ 住民基本台帳カードを利用しない印鑑登録証の印鑑登録者識別カードからの切替え交付のために行う大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例第2条第5号に掲げる目的に係る利用登録の消除 <u>(12)～(18)</u> [同左]</p>

<p>2 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、市民局総務部に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>(1) 前項第1号から<u>第14号</u>までに掲げる事務に関すること</p> <p>[(2)～(4) 略]</p> <p>[削る]</p> <p><u>3</u> [略]</p>	<p>2 [同左]</p> <p>(1) 前項第1号から<u>第10号</u>まで及び<u>第12号</u>から<u>第15号</u>までに掲げる事務に関すること</p> <p>[(2)～(4) 同左]</p> <p><u>3</u> 区長は、その権限に属する事務のうち第1項第11号に掲げる事務を、市税事務所に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p><u>4</u> [同左]</p>
--	--

備考 表中の[ ]の記載は注記である。

(大阪市西成区役所事務分掌規則の一部改正)

第24条 大阪市西成区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第162号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、西成区役所以外の区役所（<u>第15号</u>及び<u>第16号</u>に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所、<u>第17号</u>に掲げる事務にあっては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する区役所に限る。）に所属する職員に補助執行させることができる。</p>	<p>(補助執行の特例)</p> <p>第7条 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、西成区役所以外の区役所（<u>第16号</u>及び<u>第17号</u>に掲げる事務にあっては、転出先の住所地を所管する区役所、<u>第18号</u>に掲げる事務にあっては、当該印影を登録する印鑑登録原票が存する区役所に限る。）に所属する職員に補助執行させることができる。</p>

<p>[(1)～(10) 略]</p> <p>[削る]</p> <p><u>(11)～(17)</u> [略]</p> <p>2 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、市民局総務部に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p>(1) 前項第1号から<u>第14号</u>までに掲げる事務に関すること</p> <p>[(2)～(4) 略]</p> <p>[削る]</p> <p><u>3</u> [略]</p>	<p>[(1)～(10) 同左]</p> <p><u>(11)</u> 住民基本台帳カードの利用登録に関すること。ただし、次に掲げる事務を除く。</p> <p>ア 大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例第2条第4号に掲げる目的に係る利用登録に関すること。ただし、住民基本台帳カードを利用した印鑑登録証と印鑑登録者識別カードとの間の切替え交付のために行う当該利用登録及び当該利用登録の消除を除く。</p> <p>イ 住民基本台帳カードを利用しない印鑑登録証の印鑑登録者識別カードからの切替え交付のために行う大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例第2条第5号に掲げる目的に係る利用登録の消除</p> <p><u>(12)～(18)</u> [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>(1) 前項第1号から<u>第10号</u>まで及び<u>第12号</u>から<u>第15号</u>までに掲げる事務に関すること</p> <p>[(2)～(4) 同左]</p> <p><u>3</u> 区長は、その権限に属する事務のうち第1項第11号に掲げる事務を、市税事務所に所属する職員に補助執行させることができる。</p> <p><u>4</u> [同左]</p>
--	---

備考 表中の[ ]の記載は注記である。

#### 附 則

この規則は、令和7年12月29日から施行する。